

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 5 月 29 日

会 社 名 株式会社ニューロマジック
代表者名 代表取締役社長 CEO 黒井 基晴
問合せ先 取締役 CIO コーポレートグループ
リーダー 石川 修一
T E L 03-3248-1424
U R L <https://www.neuromagic.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映するコーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。また、多くの各ステークホルダーから信頼を得るためには、タイムリーディスクロージャーも必要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒井 基晴	657,500	79.83
木村 隆二	84,900	10.31
山崎 里仁	49,000	5.95
ジェフリー・サムズ	11,500	1.40
ヘンリック・ファルクトフト	5,500	0.67
石川 修一	4,000	0.49
マイケル・チュウ	3,500	0.42
ロバート・スタイン	3,000	0.36
安田 善一郎	1,000	0.12
株式会社ミント・コーポレーション	1,000	0.12
ポール・クロフト	1,000	0.12

支配株主名	黒井 基晴
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社は、業務執行取締役（社外取締役を除く。）に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当社取締役である黒井基晴氏（19,700 株）、木村隆二氏（11,900 株）、石川修一氏（4,000 株）が譲渡制限付株式を所有しております。

3. 企業属性 更新

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
クリストファー・ローウェン	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
クリストファー・ローウェン	－	該当事項は、ありません。	クリストファー・ローウェンは、企業経営者の経験を有し、企業経営に関する豊富な経験、幅広い知識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督していただけるものと判断し、社外取締役として招聘しております。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	2名以内
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、コーポレートグループを主管部署として、内部監査担当者2名が、代表取締役社長 CEO の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。 また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に面談し、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。 監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催し、各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。	
---	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富永 淳志	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富永 淳志	—	該当事項は、ありません。	富永淳志氏は、公認会計士資格ならびに税理士資格を有し、財務及び会計全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督していただけるものと判断し、社外監査役として招聘しております。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	譲渡制限付株式報酬制度の導入
該当事項に関する補足説明	
業務執行取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬債権の総額は年額 30,000 千円以内かつ当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年 5 万株以内の譲渡制限付株式報酬を支給しております。（2024 年 5 月 31 日開催の第 30 期定時株主総会において決議）	
ストックオプションの付与対象者	実施していない

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬及び監査役報酬の総額のそれぞれについて、発行者情報で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役報酬の限度を決めております。また、各取締役の報酬は取締役会にて決議しており、取締役の職務執行の対価として基本報酬を定めています。基本報酬については月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
--

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努めております。また、重要な案件については取締役会開催前に事前報告などを行うことにより、より親密な情報共有に努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。 （１）取締役会 当社の取締役会は、6名の取締役で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。 取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。 （２）監査役 当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役（うち社外監査役1名）で構成されております。 監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 （３）会計監査 当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年2月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、江口二郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他1名であります。 なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。
--

(4) 内部監査

当社は独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役が任命する内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、監査結果を代表取締役に直接報告しております。なお、自己の属する部門については別の担当者が業務監査を実施することで自己監査としない体制としております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(5) コンプライアンス委員会

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 CEO）は、3名の常勤取締役及び監査役2名、内部監査担当2名で構成されております。代表取締役社長CEOを含む業務執行取締役3名は、当社のリスク及びコンプライアンス全般について責任を有しております。またリスク・コンプライアンスの取締役会での審議、決定は、半年に1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(6) 経営会議

代表取締役を議長とする経営会議は、5名の常勤取締役及び執行役員、各部門のグループリーダーで構成されております。事業進捗の確認、リスクの認識や対策の検討、各部門の業務に関する協議を中心に、原則月2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。経営会議で決定した内容は、取締役会で報告されるとともに各部門に対して共有され、対策を講じる体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模を勘案したうえで、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は2月であり、株主総会を5月に開催しており、特に開催日が集中していないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートグループにて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後、策定を検討してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、策定を検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後、策定を検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムについての概要は、次のとおりであります。 (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制 ① 当社のコンプライアンスに関して、コーポレートグループが窓口として対応し、代表取締役社長 CEO、コーポレートグループ担当取締役及び代表取締役社長 CEO が指名する者により構成されるコンプライアンス委員会において社内のコンプライアンス上の諸問題を扱うこととし、社内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。 ② コンプライアンス関連の諸規程を当社の行動規範とし、当社の取締役及び従業員に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底しております。 ③ 当社は、内部通報規程を制定しており、法令違反等不適切な行為を速やかに認識し対処するとともに、同規程において通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する旨を定めるなど、内部通報の実効性を担保しております。 (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも各文書の保存年限まで閲覧可能な状態を維持するとともに、保存年限を経過した文書については速やかに処分を行い、情報漏洩の防止に努めております。 (3) リスク管理に関する規程その他の体制 当社は、リスク管理体制の基礎として、委員会規程に定めるコンプライアンス委員会において、当社を取り巻く様々なリスクを社内横断的に把握・評価し、これを適切に管理しております。 リスクの現実化に伴う危機に対しては、同規程に基づき、リスク管理委員の指導の下、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努めております。 (4) 取締役の効率的職務執行確保体制 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月 1 回の定期の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定体制としております。 (5) 当社の業務の適正を確保するための体制 前各項に定めるほか、当社は必要な諸規程を整備するとともに、法改正や社会状況の変化に応じて、随時改定を行うことで、内部統制システムを整備しております。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社グループは、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。
--

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応規程」を中心に、「反社会的勢力対応マニュアル」「反社会的勢力チェックマニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに、公益財団法人東京都暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

該当項目に関する補足説明

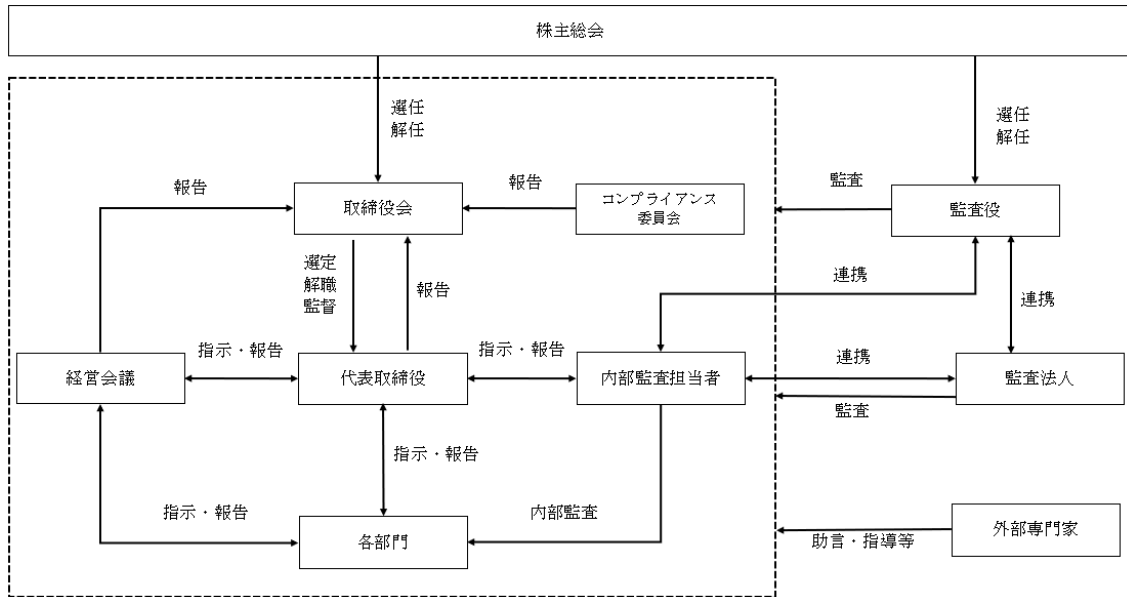
—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

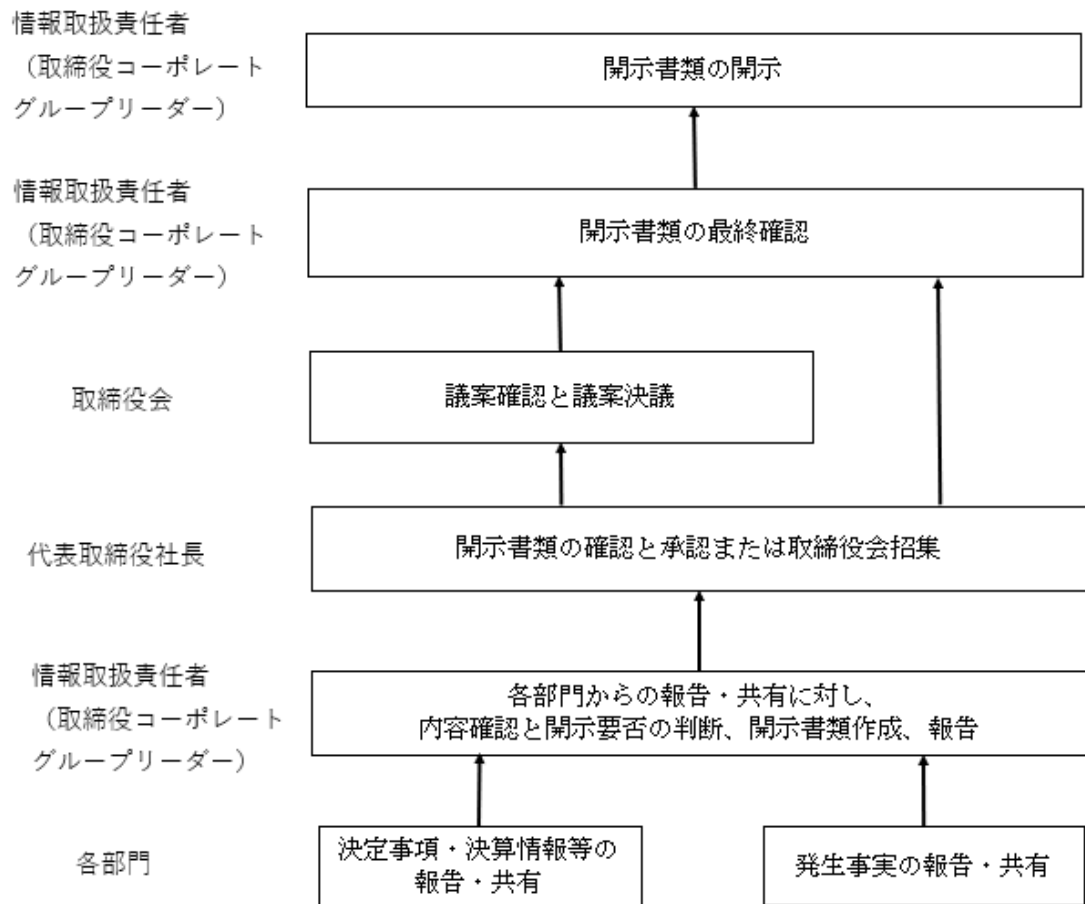
今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図の模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上